

○特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する
条例施行規則

平成14年12月26日
規則第82号

目次

- 第1章 特定建築等行為の住民への周知等（第1条―第22条）
- 第2章 特定建築等行為に係る手続き（第23条―第33条）
- 第3章 特定建築等行為に係る紛争調整（第34条―第44条）
- 第4章 雑則（第45条・第46条）
- 附則
- 第1章 特定建築等行為の住民への周知等
- 第1条から第16条まで 削除
(お知らせ板の設置位置等)
- 第17条 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する例（平成14年横須賀市条例第41号。以下「条例」という。）
- 第36条第1項に規定する規則で定める標識は、特定建築等行為お知らせ板（第3号様式。以下「お知らせ板」という。）とする。
- 2 条例第3条第1項に規定する特定建築等行為を行う者（以下「行為者」という。）は、お知らせ板を当該特定建築等行為の予定地が道路に接する部分（当該予定地が2以上の道路に接する場合にあっては、原則としてそれぞれの道路に接する部分、予定地が100メートル以上にわたって道路に接する場合にあっては、100メートル以内ごとの部分）で、当該予定地の外部から見やすい場所に設置しなければならない。
- 3 行為者は、お知らせ板が破損し、若しくは倒壊しないよう設置し、又は、当該お知らせ板の記載事項が不鮮明にならないよう管理しなければならない。
(お知らせ板設置報告書)
- 第18条 条例第36条第2項の規定による報告は、特定建築等行為お知らせ板設置報告書（第4号様式）によらなければならない。
- 2 条例第36条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 次の表の対象行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書

対象行為	図書の種類
条例第3条第1項第1号に規定する行為 (開発行為)	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・現況図 ・造成計画平面図 ・造成計画断面図 ・土地利用計画図 ・排水施設計画平面図 ・公図の写し又は複合図（分割している公図を合わせ、地形図と複合したものをいう。以下同じ。）で近隣住民の該当地を含むもの
条例第3条第1項第2号から第5号までに規定する行為 (中高層建築物の建築・大規模建築物の建築・特	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 ・配置図 ・予定建築物又は用途変更後の特定用途建築物の平面図及び断面図（かけ地建築物のうち架台については、

<p>特定用途建築物の建築・特定用途建築物への用途変更・かけ地建築物の建築</p>	<p>平面図及び側面図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公図の写し又は複合図で近隣住民の該当地を含むもの ・実日影図（条例第3条第1項第2号に規定する行為に限る。）
<p>条例第3条第1項第6号に規定する行為 (宅地造成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・現況図 ・宅地の平面図及び断面図 ・排水施設の平面図 ・公図の写し又は複合図で近隣住民の該当地を含むもの

- (2) 近隣住民の名簿一覧表
- (3) 近隣住民及び周辺住民の範囲並びにお知らせ板の設置位置を示す図
- (4) お知らせ版の設置状況を明らかにした写真（1箇所につき、遠近各1枚）
- (5) 横須賀市土地利用基本条例施行規則（平成17年横須賀市規則第70号）第1条第3項に規定する土地利用関連法令確認回答書の写し又は同規則第2条第4項に規定する大規模土地利用行為協議結果通知書の写し
(周知報告書)
- 第18条の2 条例第36条第4項又は第38条第4項の規定による報告は、周知報告書（第4号様式の2）によらなければならない。
- 2 条例第36条第4項及び第38条第4項に規定する規則で定める図書は、近隣住民及び周辺住民への周知に使用した図書とする。
(住民への説明項目)
- 第19条 条例第37条第1項に規定する規則で定める説明項目は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第3条第1項第1号に規定する特定建築等行為 別表第4に規定する項目
- (2) 条例第3条第1項第2号に規定する特定建築等行為 別表第5に規定する項目
- (3) 条例第3条第1項第3号に規定する特定建築等行為 別表第6に規定する項目
- (4) 条例第3条第1項第4号に規定する特定建築等行為 別表第7に規定する項目
- (5) 条例第3条第1項第4号の2に規定する特定建築等行為 別表第8に規定する項目
- (6) 条例第3条第1項第5号に規定する特定建築等行為 別表第9に規定する項目
- (7) 条例第3条第1項第6号に規定する特定建築等行為 別表第10に規定する項目
(専門家の派遣)
- 第19条の2 条例第37条第6項の規定により派遣する土木、建築等の専門的知識を有する者（以下「専門家」という。）の人数は、説明会1回につき2人までとし、当該説明会において必要な用語、内容等の説明及び解説を行うものとする。
- 2 専門家の派遣回数は、説明会対象特定建築等行為1件につき2回までとする。ただし、近隣住民及び周辺住民の人数により3回以上説明会を開催する必要があるなど市長が特に必要と認めるときは、追加派遣することができる。
- 3 条例第37条第7項に規定する専門家派遣申出書は、第4号様式の3による。
- 4 市長は、前項の申出書の提出を受けた場合は、速やかに派遣する者を決定し、専門家派遣通知書（第4号様式の4）に

より申出者及び説明会を開催する行為者に通知するものとする。

(説明報告書等)

第20条 条例第38条第1項に規定する説明報告書は、第5号様式による。

2 前項の説明報告書には、条例第37条第1項又は第2項に規定にする説明に使用した資料を添付しなければならない。

3 条例第38条第2項又は第39条第3項の規定による報告は、お知らせ板記載報告書(第6号様式)によらなければならない。

4 前項の報告書には、条例第38条第2項及び第39条第2項の規定により記載した事項を確認することができる写真を添付しなければならない。

(説明会報告書等)

第20条の2 条例第38条第5項に規定する説明会報告書は、第6号様式の2による。

2 前項の説明会報告書には、当該説明会で使用した資料を添付しなければならない。

(特定建築等行為に対する要望等の提出)

第21条 条例第39条第1項及び第4項に規定する特定建築等行為に関する要望書(再要望書)は、第7号様式に、同条第2項及び第5項に規定する要望書に対する回答書(再要望書に対する再回答書)は、第8号様式による。

2 条例第39条第2項及び第5項の規定による要望書(再要望書)の写しの送付は、要望書等送付書(第9号様式)によらなければならない。

(説明報告書等の閲覧等)

第22条 条例第40条第1項の規定による説明報告書等の閲覧及び写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)の場所及び時間は、次のとおりとし、第1号に規定する場所以外で閲覧等を行うことはできないものとする。

(1) 場所 都市部開発指導課

(2) 時間 午前8時30分から午後零時15分まで
午後1時から午後4時30分まで

2 市長は、前項の説明報告書等の整理を行うときその他必要があると認めるときは、前項第2号の規定にかかわらず、臨時に閲覧等時間を変更することができる。

3 市長は、第1項の説明報告書等を閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の説明報告書等の閲覧を禁止し、又は制限することができる。

(1) 第1項の説明報告書等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

4 条例第40条第2項に規定する閲覧等申出書は、第10号様式による。

5 条例第40条第3項に規定する写しの作成に要する費用の額は、情報公開条例施行規則(平成13年横須賀市規則第74号)別表の規定を準用する。

第2章 特定建築等行為に係る手続き

第23条から第25条まで 削除

(特定建築等行為の承認申請)

第26条 条例第43条第1項に規定する特定建築等行為承認申請書は、第15号様式によるものとし、その提出部数は2部とする。この場合において、対象行為が重複するときは、1回の申請で行うことができる。

2 条例第43条第2項に規定する規則で定める図書等は、次に掲げるとおりとする。ただし、すでに提出しているもの及び重複するものについては、添付図書の全部又は一部を省略す

ることができる。

(1) 行為の種類に応じ、次の表に掲げる図書

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項
条例第3条第1項第1号に規定する開発行為	・位置図	方位、道路及び目標となる地物
	・現況図 ・土地利用計画図 ・造成計画平面図 ・造成計画断面図 ・排水施設計画平面図 ・給水施設計画平面図	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第16条第4項の表図面の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表明示すべき事項欄に掲げる事項
条例第3条第1項第2号に規定する中高層建築物の建築	・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図 ・2面以上の立面図 ・断面図	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項第5号の1の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表明示すべき事項欄に掲げる事項
	・実日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物各部分の平均地盤面からの高さ、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に当該建築物の地盤面(建築基準法別表第4に規定する平均地盤面をいう。)に生じさせる1時間ごとの日影の形状
	・現況図(敷地の面積が500平方メートル以下の場合を除く。)	都市計画法施行規則第16条第4項の表図面の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表明示すべき事項欄に掲げる事項
条例第3条第1項第3号に規定する大規模建築物の建築	・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図 ・2面以上の立面図 ・断面図	建築基準法施行規則第1条の3第1項第5号の1の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表明示すべき事項欄に掲げる事項
	・現況図(敷地	都市計画法施行規則第16条第4項の表図面の

	の面積が 500 平方メートル以下の場合を除く。）	種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表示すべき事項欄に掲げる事項
条例第 3 条第 1 項第 4 号に規定する特定用途建築物の建築	・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図 ・2 面以上の立面図 ・断面図	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 5 号の 1 の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表示すべき事項欄に掲げる事項
	・現況図（敷地の面積が 500 平方メートル以下の場合を除く。）	都市計画法施行規則第 16 条第 4 項の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表示すべき事項欄に掲げる事項
条例第 3 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する特定用途建築物への用途変更	・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図（該当する階に限る。） ・2 面以上の立面図	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 5 号の 1 の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表示すべき事項欄に掲げる事項
条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定するがけ地建築物の建築	・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図（架台については平面図） ・2 面以上の立面図（架台については側面図） ・断面図（架台は除く。）	建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 5 号の 1 の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表示すべき事項欄に掲げる事項（架台については、同規則第 3 条第 1 項第 3 号の 1 の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表示すべき事項欄に掲げる事項）
	・現況図（敷地の面積が 500 平方メートル以下の場合を除く。）	都市計画法施行規則第 16 条第 4 項の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表示すべき事項欄に掲げる事項
条例第 3 条第 1 項第 6 号に規定する宅地造成	・位置図	方位、道路及び目標となる地物
	・地形図 ・宅地の平面図 ・宅地の断面図 ・排水施設の平面図	宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）第 4 条第 1 項の表図書の種類欄に掲げる図面の区分に応じ、同表示すべき事項欄に掲げる事項

(2) 特定建築等行為お知らせ板設置報告書、お知らせ板記載報告書、周知報告書、説明報告書、追加説明報告書（追加説明を行った場合に限る。）、説明会報告書（説明会対象特定建築等行為に限る。）、要望書に対する回答書及び再要望書に対する再回答書。ただし、要望書に対する回答書又は再要望書に対する再回答書については、要望書又は再要望書の提出がない場合は除く。

(3) その他市長が必要と認める図書

第 27 条 削除

(特定建築等行為の承認)

第 28 条 条例第 44 条第 1 項の規定による承認は、特定建築等行為承認書（第 16 号様式）によらなければならない。

2 条例第 44 条第 1 項第 3 号により規則で定める項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する説明で、第 19 条各号に規定する項目の内容についての的確に説明していること。

(2) 条例第 37 条第 1 項及び第 2 項の説明に係る意見及び質問に、明確に回答していること。

3 条例第 44 条第 3 項の規定により承認申請の内容についての補正、説明の追加等を求めようとするときは、承認申請内容補正等通知書（第 17 号様式）により行うものとする。

(承認の取消通知)

第 28 条の 2 市長は、条例第 44 条の 2 の規定により特定建築等行為の承認を取り消したときは、承認取消通知書（第 17 号様式の 2）を行為者に送付するものとする。

(追加説明報告書等)

第 28 条の 3 条例第 44 条の 3 第 3 項に規定する追加説明報告書は、第 17 号様式の 3 による。

2 前項の追加説明報告書には、条例第 44 条の 3 第 1 項の規定による説明に使用した資料を添付しなければならない。

(行為着手の届出)

第 29 条 条例第 46 条に規定する特定建築等行為着手届は、第 18 号様式による。

(行為変更の届出等)

第 30 条 条例第 47 条第 1 項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 近隣住民又は周辺住民の範囲が変わらない変更

(2) 建築物（予定建築物を含む。）が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 17 各号（第 4 号を除く。以下この号において同じ。）のいずれかに該当する用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途への変更

2 条例第 47 条第 1 項に規定する特定建築等行為変更届は、第 19 号様式による。

3 条例第 47 条第 2 項に規定する住所等変更届は、第 20 号様式による。

4 条例第 47 条第 3 項に規定する行為者変更届は、第 20 号様式の 2 による。

5 前項の行為者変更届には、行為者を変更したことを証する書類を添付しなければならない。

6 条例第 47 条第 4 項に規定する特定建築等行為中止届は、第 21 号様式による。

(行為者の承継)

第 31 条 条例第 48 条第 1 項に規定する特定建築等行為承継届は、第 22 号様式による。

2 前項の承継届には、特定建築等行為を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

(行為完了の届出等)

第32条 条例第49条に規定する特定建築等行為完了届は、第23号様式による。この場合において、開発行為及び宅地造成の区域を工区に分けるときは、各工区ごとに当該完了届を提出することができる。

(勧告及び命令の手続き)

第33条 条例第50条の規定による勧告は、勧告書(第26号様式)により行うものとする。

2 条例第51条第1項の規定による命令は、行為停止等命令書(第27号様式)により行うものとする。

3 条例第51条第2項の規定による命令は、追加説明命令書(第27号様式の2)により行うものとする。

第3章 特定建築等行為に係る紛争調整

(あっせんの申出)

第34条 条例第53条第1項第1号及び第2号の規定による申出は、あっせん申出書(第28号様式)によらなければならない。

(あっせんの開始等)

第35条 市長は、条例第53条第1項に規定するあっせんを行うときは、あっせん実施通知書(第29号様式)により紛争の当事者に通知するものとする。

2 条例第53条第2項に規定する紛争の当事者に対する出席及び資料の提出の要請は、あっせん出席等要請通知書(第30号様式)によらなければならない。

3 条例第53条第3項の規定による勧告は、あっせん出席等勧告書(第31号様式)によらなければならない。

4 市長は、条例第53条第1項第2号の規定による申出に相当の理由があると認められない場合は、申出却下通知書(第32号様式)により当該申出人に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第36条 市長は、条例第54条の規定によりあっせんを打ち切るときは、あっせん打ち切り通知書(第33号様式)により紛争の当事者の双方に通知するものとする。

(調停の申出)

第37条 条例第55条第1項の規定による申出は、調停申出書(第34号様式)によらなければならない。

2 条例第55条第2項の規定による申出は、合意による調停申出書(第35号様式)によらなければならない。

(調停実施受諾の勧告)

第38条 条例第55条第1項第2号の規定による勧告は、調停実施受諾勧告書(第36号様式)によらなければならない。

2 前項の勧告書を受けた紛争の当事者は、調停実施受諾勧告に対する回答書(第37号様式)により市長に回答しなければならない。この場合において、勧告に合意しない旨の回答であるときは、市長は、当該調停の申出者に調停できない旨の通知書(第38号様式)により通知するものとする。

(調停の実施)

第39条 市長は、条例第55条第1項及び第2項に規定する調停に付するときは、調停開始通知書(第39号様式)により紛争の当事者の双方及び横須賀市特定建築等行為紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に通知するものとする。

2 委員会は、前項の規定により通知を受けた場合において、調停を実施しようとするときは、調停実施通知書(第40号様式)により紛争の当事者の双方に通知するものとする。

(調停案の受諾の勧告等)

第40条 条例第56条の規定による勧告は、調停案受諾勧告書(第41号様式)によらなければならない。

2 前項の勧告書を受けた紛争の当事者は、調停案受諾勧告に対する回答書(第42号様式)により委員会に回答しなければならない。

(調停の打ち切り等)

第41条 委員会は、条例第57条第1項の規定により調停を打ち切るとき又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたものとみなしたときは、調停打ち切り通知書(第43号様式)により紛争の当事者に通知するものとする。

(あっせん又は調停の出席者等)

第42条 あっせん又は調停に出席することができる者は、紛争の当事者とする。ただし、市長が相当と認めた紛争の当事者の代理人については、この限りでない。

2 市長は、あっせん又は調停の手続きのため必要があると認めるときは、あっせん又は調停に出席できる者として紛争当事者の中から1人又は数人の代表者を選定することができる。

3 紛争の当事者は、前項に規定する代表者を選定したときは、代表者選定届(第44号様式)により市長に届け出なければならない。

(調停終了の報告)

第43条 条例第58条の規定による報告は、調停結果報告書(第45号様式)によらなければならない。

(行為着手の延期等の要請)

第44条 条例第60条の規定による要請は、特定建築等行為着手延期等要請書(第46号様式)によらなければならない。

第4章 雑則

(報告)

第45条 条例第63条の規定による市長への報告は、特定建築等行為に関する状況報告書(第47号様式)によらなければならない。

(立入調査証)

第46条 条例第64条の規定により特定建築等行為の区域に立ち入るときは、特定建築等行為立入調査証(第48号様式)を提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成16年4月1日施行)

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成16年7月1日施行)

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成17年4月1日施行)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成17年7月1日施行)

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。

2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をし、又は従前の例により使用することができる。

別表第1から別表第3まで 削除

別表第4（第19条関係）

開発行為に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ	
説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容（説明会対象特定建築等行為に限る。） ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介	
開発者、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 開発行為予定地に関する事項	
開発行為の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の区域の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
4 開発行為の予定地の対象法令等	
(1) 都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画及び風致地区等の有無及びその内容
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無及びその内容
5 予定建築物の概要	
用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途、規模及び住戸数
6 開発行為予定地の土地利用の概要	
(1) 公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画、下水道の処理方法及び排水経路、公園及び緑地の位置及び大きさ並びに消火栓及び防火水槽の種別、位置及び大

	きさ
(2) 公益的施設及びその他の施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設並びにごみ集積所等の有無、位置及び大きさ
7 造成の概要	
造成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土及びがけの高さ並びにがけ面及び法面の措置
8 電波障害	
テレビジョン電波受信障害の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・電波受信障害予測図及び障害が発生した場合の具体的な対策（共同アンテナ、ケーブルテレビ等）
9 工事の施行に関する事項	
(1) 工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
(2) 工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・残土等の搬出先、車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
(3) 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵、雨水対策及び交通整理員の配置
(4) 家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
(5) 緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第5（第19条関係）

中高層建築物の建築に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ	
説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容（説明会対象特定建築等行為に限る。） ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介	
建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 中高層建築物の予定地に関する事項	
(1) 建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
(2) 敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
(3) 駐車施設及びごみ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車台数及び出入り口の位置並びにごみ集積所の位置及び大きさ
4 中高層建築物の予定地の対象法令等	
(1) 都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無及びその内容
(2) 建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制及び日影規制の意味及び時間
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無及びその内容
5 予定建築物の概要	

(1) 用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）及び住戸数
(2) 規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
(3) 構造及び基礎の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造の種別及び基礎の種別
6 日影の影響	
(1) 条例第3条第1項第2号アの建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・法日影図による適法性及び予定建築物による実日影の説明
(2) 条例第3条第1項第2号イの建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物による実日影の説明
7 電波障害	
テレビジョン電波受信障害の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・電波受信障害予測図及び障害が発生した場合の具体的な対策（共同アンテナ、ケーブルテレビ等）
8 工事の施行に関する事項	
(1) 工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
(2) 工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
(3) 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵及び交通整理員の配置
(4) 家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
(5) 緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第6（第19条関係）

大規模建築物の建築に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ	
説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介	
建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 大規模建築物の予定地に関する事項	
(1) 建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
(2) 敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
(3) 駐車施設及びごみ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車台数及び出入り口の位置並びにごみ集積所の位置及び大きさ
4 大規模建築物の予定地の対象法令等	
(1) 都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無及びその内容
(2) 建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無及びその内容
5 予定建築物の概要	
(1) 用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）及び住戸数

(2) 規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
(3) 構造及び基礎の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造の種別及び基礎の種別
6 工事の施行に関する事項	
(1) 工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
(2) 工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
(3) 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵及び交通整理員の配置
(4) 家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
(5) 緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第7（第19条関係）

特定用途建築物の建築に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ	
説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容 ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介	
建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 特定用途建築物の予定地に関する事項	
(1) 建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
(2) 敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
4 特定用途建築物の予定地の対象法令等	
(1) 都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無及びその内容
(2) 建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無及びその内容
5 予定建築物の概要	
(1) 用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）
(2) 規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数

(3) 構造及び基礎の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造の種別及び基礎の種別
6 特定用途の営業に関する事項	
(1) 営業	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日及び営業時間
(2) 交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・発生交通量、駐車施設の位置及び誘導対策
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他法令による許可等が必要な場合はその内容
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第8（第19条関係）

特定用途建築物への用途変更に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ	
説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容 ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介	
建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 用途変更する特定用途建築物に関する事項	
(1) 建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
(2) 敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の位置及び隣接地との距離
4 用途変更する特定用途建築物の敷地の対象法令等	
(1) 都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無及びその内容
(2) 建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の有無及びその内容
5 用途変更する特定用途建築物の概要	
(1) 用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途（複合用途の場合は各用途）
(2) 規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
6 特定用途の営業に関する事項	

(1) 営業	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日及び営業時間
(2) 交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・発生交通量、駐車施設の位置及び誘導対策
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他法令による許可等が必要な場合はその内容
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第9（第19条関係）

がけ地建築物の建築に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ	
説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介	
建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 がけ地建築物の予定地に関する事項	
(1) 建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
(2) 敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
4 がけ地建築物の予定地の対象法令等	
(1) 都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無及びその内容
(2) 建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無及びその内容
5 予定建築物の概要	
(1) 用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）
(2) 規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
(3) 構造及び基礎の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造の種別及び基礎の種別

6 工事の施行に関する事項	
(1) 工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
(2) 工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
(3) 建築物の根切り及び山止め	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の根切工事等に対する山止め等の安全措置
(4) 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵及び交通整理員の配置
(5) 家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
(6) 緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第10（第19条関係）

宅地造成に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ	
説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容（説明会対象特定建築等行為に限る。） ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介	
建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 宅地造成の予定地に関する事項	
宅地造成の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の区域の地名地番、付近の代表的な目標物からの具体的な位置
4 宅地造成の予定地の対象法令等	
(1) 都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無及びその内容
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無及びその内容
5 予定建築物の概要（予定建築物がある場合）	
用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途、規模及び住戸数
6 宅地造成予定地の土地利用の概要	
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画、下水道の処理方法及び排水経路
7 造成の概要	

造成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土及びがけの高さ並びにがけ面及び法面の措置
8 工事の施行に関する事項	
(1) 工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
(2) 工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・残土等の搬出先、車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
(3) 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵及び交通整理員の配置
(4) 家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
(5) 緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

【様式 省略】